

日弁連再審法改正全国キャラバン

茨城県弁護士会

再審法改正を考えるシンポジウム

再 審

2026.5.29.金曜日 17:00～19:00

弁護士 鴨志田 祐美 日本弁護士連合会再審法改正実現本部委員／再審法改正推進室長

弁護士 林 正彦 元裁判官、水戸地方裁判所部総括判事、東京地方裁判所部総括判事、東京高等裁判所判事、東京地方裁判所立川支部部総括判事、山形地方・家庭裁判所所長を歴任、福井女子中学生殺人事件の破棄前第一審無罪判決に関与

弁護士 根本 渉 元裁判官、水戸地方裁判所部総括判事、東京高等裁判所判事、横浜地方裁判所部総括判事、福岡高等裁判所宮崎支部長、熊本家庭裁判所所長、福岡高等裁判所部総括判事を歴任、福岡高裁宮崎支部の裁判長として大崎事件の第3次再審請求審で2018年殺人罪などで有罪が確定した原口アヤ子さんの再審開始を認めた鹿児島地裁決定を支持し、検察の即時抗告を棄却した。

コーディネーター

弁護士 谷萩 陽一 1984年 水戸弁護士会（現茨城県弁護士会）に弁護士登録 2008年度茨城県弁護士会会長
2015年度日本弁護士連合会副会長

【タイムスケジュール（予定）】

- 17時～ (1) 日本弁護士連合会再審法改正実現本部委員・鴨志田 祐美弁護士による現状報告
17時30分～ (2) 林正彦弁護士による講演
18時～ (3) 根本渉弁護士による講演
18時30分～ (4) 日本弁護士連合会再審法改正実現本部委員 鴨志田 祐美弁護士、林正彦、弁護士、根本渉弁護士との議論と参加者との質疑応答（コーディネーター谷萩陽一会員）

日本弁護士連合会及び茨城県弁護士会を含む各単位会は、えん罪被害者の人権を侵害する現行刑事訴訟法の再審規定の改正のために、全力を挙げて取り組んでおります。現在、再審制度を見直す刑事訴訟法改正案の法案提出について議論がされており、法案が提出されれば国会での審議が行われることとなります。えん罪被害者を適正かつ迅速に救済するための制度改革を実現させるよう、現行刑事訴訟法の再審規定の改正させるため、現在の状況を把握するとともに、現行法の問題点を知る必要があります。

そこで、日弁連再審改正実現本部の立場から鴨志田弁護士に現状の報告をしていただきます。その上で、元裁判官の経歴を持っておられる林弁護士と根本弁護士に講義いただき、実体験に基づく現行法の問題点に関して知識を深めることを目的とします。

その後、実際に布川事件の弁護団、布川事件国家賠償請求事件弁護団長として活躍された谷萩弁護士にコーディネータを務めて頂き、林弁護士、根本弁護士、鴨志田弁護士に、質疑を踏まえて討論をしていただきます。

このような講義及びパネルディスカッションを通じて、再審法の問題点、改正すべきこと、どのように改正すべきかの理解を深めることを目的とします。

共催：日本弁護士連合会・茨城県弁護士会

【日 時】 2026年5月29日(金)17:00～19:00 無料(事前申し込み制)

【会 場】 茨城県弁護士会別館会議室 ※ ZOOMウェビナーによるウェブ配信を併用

【参加資格】 所属を問わず、当会以外の弁護士会会員、一般の方にご参加いただけます。

※ 会場参加申込定員40名。

※ ZOOM 要事前申込。ウェビナー定員500名。

【申込方法】

茨城県弁護士会会員の方

別途、ファクシミリにて申込の告知をいたしますので、ご返送ください。

茨城県弁護士会会員以外の方

フォームからお申込みください。

申込フォーム URL <https://forms.gle/ch4STiZhnHBPzb877>

(右記QRコードを読み込んでください。)



(お問い合わせ先) 茨城県弁護士会 (電話) 029-221-3501 (代)